

# 〈報道発表資料〉

保健医療部 食品安全課 食品保健·監視担当 秋山·馬場·渡部

直通 048-830-3611

代表 048-824-2111 内線 3611

E-mail: a3420@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:県政一般

令和 7 年 1 月 29 日

## 食中毒を発生させた施設の行政処分を行いました

## 1 行政処分の内容

草加保健所は、食中毒を発生させた(1)の営業者に対して、(2)の営業施設での営業停止の行政処分を本日行った。

(1) 営業者

(2) 営業施設 埼玉県吉川市

(3) 営業の種類 飲食店営業

(4) 違反内容 食品衛生法第 6 条違反

令和7年1月18日(土)に上記営業施設において調理提供された食事を喫食した6名中4名に対して、下痢、腹痛、発熱を主症状とするカ

ンピロバクターによる健康被害を生じさせた。

(5) 処分内容 食品衛生法に基づく営業停止命令

ア 処分年月日 令和 7 年 1 月 29 日(水)

イ 期間 令和 7 年 1 月 29 日(水)から令和 7 年 1 月 31 日(金)までの 3 日間

(6) 病因物質 カンピロバクター

### 2 指導内容

草加保健所では営業者に対して、食中毒の再発防止を目的に、営業停止期間中、施設の消毒を指導するとともに調理従事者への衛生教育等を行う。

## 3 食中毒事件の概要

(1) 探知

令和7年1月23日(木)、吉川市民から「令和7年1月18日(土)に市内飲食店を利用した1グループ6名中4名が下痢、発熱の症状を呈している」旨の通報があり、草加保健所が調査を開始した。

(2) 調査結果(発表日現在)

ア 患者の発生状況等

(ア) 喫食者 6名 (1グループ)

(イ) 患者 4名(男性4名、20歳代から60歳代)

受診者 2 名、全員、快方に向かっている。

(ウ) 喫食日時 令和 7年1月18日(土)18時から23時

(工) 初発日時 令和7年1月19日(日)10時

(オ) 主な症状 下痢、腹痛、発熱

- (カ) 検査結果 患者 2 名の便からカンピロバクターが検出された。
- (キ) 喫食メニュー 鶏刺し、鶏なめろう、鶏レバ刺し、砂肝刺し、串焼き(ハツ、モモ、 つくね等)、鶏の唐揚げ、卵焼き、ドリンク等
- イ 上記飲食店を食中毒の原因施設と断定した理由
- (ア) 患者 2 名の便からカンピロバクターが検出されたこと。
- (イ) 患者の主症状及び潜伏期間が、カンピロバクターによるものと一致したこと。
- (ウ) 患者の共通食が、原因施設で提供された食事に限定されること。
- (エ) 患者を診察した医師から、食中毒患者等届出票が提出されたこと。

### 参考情報

鳥刺し、鶏わさなどの鶏肉を生や不十分な加熱で食べたり、生肉を扱った包丁、まな板、手指等により汚染された食品を原因とする「カンピロバクター食中毒」が頻発しています。

カンピロバクターを原因とする食中毒は全国で年間約300件(患者数:約3000名)発生しています。これは、サルモネラ属菌やウエルシュ菌などの細菌性食中毒の年間発生件数の7割ほどを占めています。

鶏肉は高率にカンピロバクターに汚染されており、生食は非常に危険です。特に小さな子どもや 高齢者など抵抗力の弱い方は注意が必要です。

また、カンピロバクターに感染すると、ギラン・バレー症候群という「麻痺」などを主とする症状を患う可能性があります。

#### 食の安全・安心に関するパンフレット類

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0708/kensyu-koza-panf/panf/index.html